破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３号
北海道小樽市塩谷２丁目20番235号　塩谷団地
債務者　金内　直子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２９号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番26号
債務者　伊藤　正一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３号
栃木県真岡市久下田西７丁目22番地　エレガンスＡ棟202号
債務者　田中由香里
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第５号
長野県松本市征矢野２丁目３番12―203号　ニューマリッチ愛
債務者　木村　徹二
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４３号
長野県塩尻市大字木曽平沢2220番地２
債務者　荻村　千恵
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４８号
熊本市西区蓮台寺１丁目９番60号　町口ハイツ101、前住所熊本市西区春日１丁目14番24―502号　グリーンコーポ熊本502
債務者　村山　潔光
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
熊本市北区八景水谷１丁目33番30号　第２ロイヤルハイツ202号、前住所熊本市東区下南部３丁目13番11号
債務者　石田　栄喜
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２号
熊本市北区清水東町２番25号　コーポリーベル206号
債務者　瓢子　直樹
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６号
神戸市須磨区村雨町６丁目１番９号　マリンハイツ須磨201、従前の住所神戸市長田区久保町９丁目２番20号　ローレル久保町302
債務者　田村清和こと　李　　東春
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７号
神戸市須磨区村雨町６丁目１番９号　マリンハイツ須磨201、従前の住所神戸市長田区久保町９丁目２番20号　ローレル久保町302
債務者　田村宜静こと　李　　宜静
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２号
神戸市灘区篠原南町５丁目３番３号、従前の住所神戸市兵庫区水木通２丁目２番22―1105号
債務者　甲賀　晴美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県豊岡市出石町町分360番地の１　フィーデル　ブリーゼⅢ―202、前住所兵庫県豊岡市日高町山宮1312番地
債務者　小西　正裕
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
愛媛県松山市祇園町６番15号
債務者　佐川　友紀
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地１棟22号
債務者　大里　正幸
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　松山地方裁判所民事部